

次に、熊本県が、個人事業税の滞納を理由として、差し押さえ禁止債権である児童手当が振り込まれている預金口座を、全額差し押さえたという事件について、昨年11月議会に引き続きおたずねいたします。

前回質問の際、池田総務部長は、最高裁判例のもと、県としては預金債権の差し押さえを適正に執行していると答弁されました。しかしそれは判決の都合の良い部分だけを取り出し、全体の趣旨を汲み取ろうとしておられません。最高裁判決は、差し押さえ禁止債権に対しての見解をなんら示してはおりません。その前の高裁判決は『受給者の生活保持の見地から差し押さえ禁止の主旨は十分に尊重されてしかるべきである。しかしながら、振り込まれた年金は被告人の一般財源となった。これが差し押さえ禁止の属性を継承していることを認めるに足りる証拠はない』との判断であります。わかりにくいかもしれませんがつまり、差し押さえ禁止債権の主旨を損ねるような差し押さえが許されるという根拠は示されていないことを指摘しておきたいと思います。

そこで、前回の質問で総務部長にはお答えいただけていませんでしたので、再度おたずねしたいと思います。児童手当が振り込まれた直後だったら差し押さえは違法であるが、二ヵ月後であれば違法でなくなるという論拠は、一体どのような法的根拠に基づいて判断されているのでしょうか。広島高裁判決は、決して例外的なケースではなく、児童手当を狙い撃ちにした差し押さえは違法であるということが示されたものであり、振り込まれた直後であるかどうかという、時間の経過いかんが問題にされたものではないと考えますが、そうではないと総務部長が言われるのであれば、その具体的な根拠を明確にお示ください。

そして第二点、児童手当法にのっとり、本来児童手当は子どもに補償されるべきであり、保護者の滞納を理由として児童手当の受給権を児童から剥奪することは適切でないと考えますが、県はどのような見解をお持ちでしょうか。

第一点目は総務部長に、第二点目は健康福祉部長におたずねします。

(切り返し)

実にごっかりさせられる答弁であります。前回も申し上げましたが、県が差し押さえた口座は、児童手当を受給する専用の口座として作られたものであります。総務部長は当該預金について数度の入出金が行われているから児童手当の受給権は確保されていると言われました。差し押さえを正当化するためにそこまでおっしゃるかとお驚いております。まず出ているお金は子どもの学校給食費や習い事の代金の引き落としであります。児童手当以外に入金されているのは、残高不足になって引き落としができなくなるとお母さんがやりくりしてそのつど一万円、二万円と入金していたお金であります。もちろんお母さんだって、ご主人の滞納はご存知だったし、滞納は正しくないことだということも分かっておられたけれども、子どもの養育のためのお金だけは守らなければならないとの思いで児童手当専用の口座にしていただいたわけですね。児童手当が振り込まれてから、それを引き出す時間は十分あったんじゃないかと総務部長はおっしゃるけれども、学校は給食費の滞納防止のために、口座引き落としにしてくださいということを強く指導するんですよ。どうしろとおっしゃるんですか。結局ですね。熊本県は一番確実に手っ取り早く回収できる預金債権を、それが児童手当によって構成されているということを承知の上で、滞納改修の財源にあてることを意図して、差し押さえを強行したのであります。まさに鳥取の差し押さえ事件で同県が断罪された地裁判決そのまま今回のケースにあてはまるではありませんか。

なお、児童手当の差し押さえについて2009年4月17日、衆議院財務金融委員会における国務大臣

答弁をご紹介します。そもそも児童関係の法律で差し押さえを禁止したことは、やはり児童手当とか児童福祉法で出すお金が具体的に子どもたちの養育に使われるように、その目的が達成されることを主眼に置いた規定であって、権利の差し押さえはいけないけれども、具体的に支給されたものが実際使用できなくなるような状況にすることもまた禁止されているというふうに解釈することが正しいと私は思います。当時の与謝野馨財務大臣です。当たり前のもとなことをおっしゃっているじゃありませんか。子供に支給された児童手当は子どもの給食費の支払いのために使いたい、子どもの習い事に対して使いたい、その目的を達成するためには口座引き落としという相手方の事情のために口座から引き出せなかったんです。ところが熊本県は口座から引き出さないのが悪いんだと言って、児童手当を子どものために使うという目的達成を乱暴にも妨害したのであります。財務大臣が、こんなことしちゃいかんとおっしゃっているじゃありませんか。

こうした違法まがいの差し押さえは今後ますます強化されるのではないかと危惧します。先日、菊陽町が出したストップ滞納、差し押さえ強化中というチラシを見て驚きました。このように書かれています。預貯金の差し押さえ。銀行口座などの預貯金を差し押さえ滞納税金へ当てます。給与の差し押さえ、勤務先を調査し給与を差し押さえます。必然的に勤務先に滞納していることが知られます。不動産の差し押さえ、自宅や土地などの不動産を差し押さえて公売します。自動車の差し押さえ。タイヤロックなどで使用ができない状態にし、その後公売します。闇金サラ金の取立ても真っ青のまるで脅迫文であります。そして最後のところに、今年度は県の税務課と連携をとり滞納処分の強化を行ないますと書かれています。総務部長、滞納整理に当たっては個別事情に配慮しながら、一人ひとりに対して丁寧に対応していくとおっしゃいましたが、このチラシに書かれているのは脅迫と脅しだけではありませんか。どこが丁寧な対応と言えるのですか。しかもわざわざ県の税務課と書き添えられています。県の指導で作ったチラシではないんですか。こうした差し押さえはこれからもやっていく、むしろこれからもっと強めていくということではないんですか。商売道具の車を差し押さえられ、一家心中に追い込まれた悲劇をもう熊本県は忘れてしまったのですか。こうした税務行政は絶対に容認できないしこれからも対応の改善を求め続けてまいります。